学校のきまりの運用・見直しについて（様式３）

①校則とは

校則とは、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達の段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものである。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるもの。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校教育に照らして定められる校則は教育的意義を有するものである。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。

②校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれの決まりの意義を理解し、主敵的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが大切である。

③校則の見直しの手順

校則検討委員会を設置し、毎年度、以下のような日程で見直しを図る。

■学期ごとの動向

１学期

- 生徒・保護者へ向けアンケートの実施 … 見直しを要する校則有無を聞き取り
- アンケート結果に基づき、生徒指導部会で議題を整理

２学期

- 生徒指導部会から生徒会役員会へアンケート結果を提出
- 生徒会役員会で今年度検討する項目を審議し、決定する

３学期

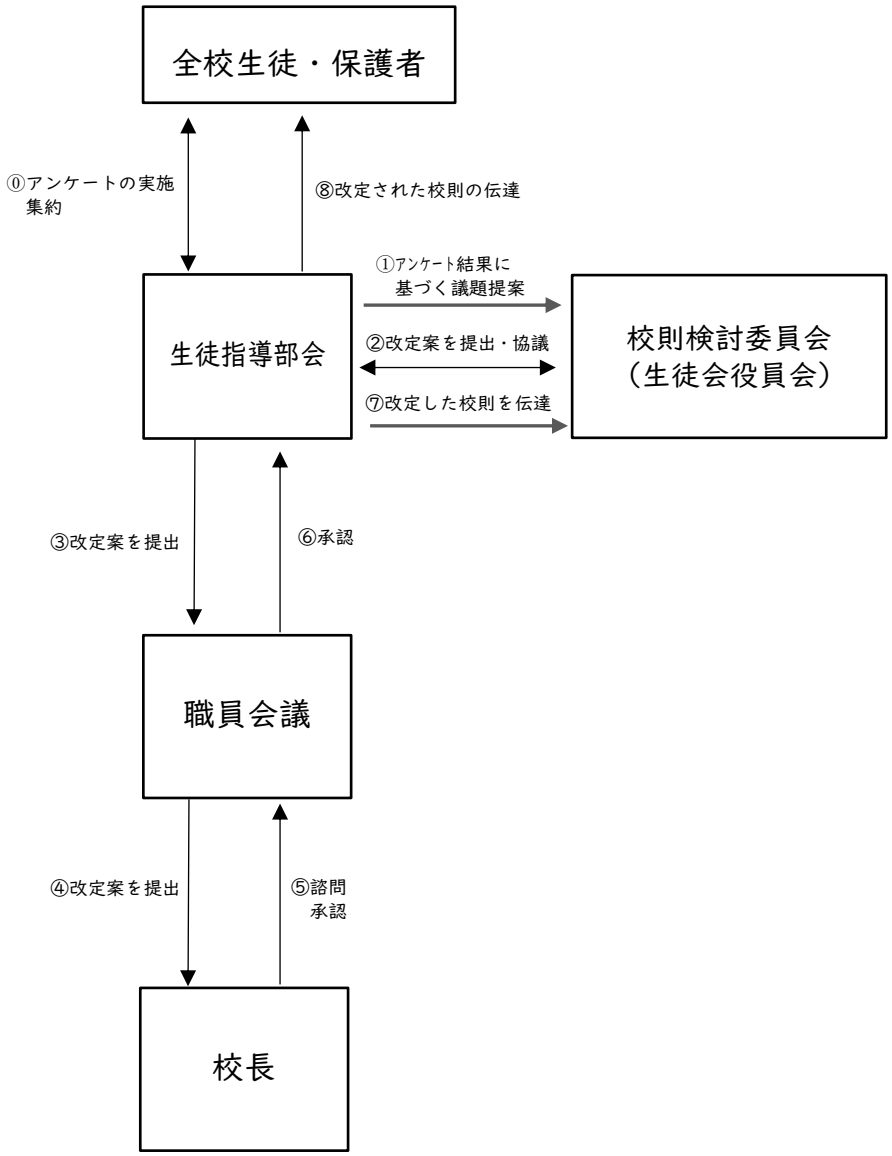
- 校則検討委員会で議論を行い、改正案を作成し、生徒指導部会へ提出
- 問題点があれば差戻しを行い、生徒指導部会での承認がとれるまで審議を行う
  ※必要に応じて教務・進路等の主任教諭と連携を取る
- 生徒指導部会が校則の改定案を職員会議へ提出
- 職員会議より校則の改定案を校長へ提出
- 承認された場合、改定した校則を全校生徒へ提示 → 次年度 試行運用

■各組織

構成員は次の通りとする。

- 生徒指導部会　…教職員生徒指導Ｇ（４名）
- 生徒会役員会　…生徒会役員　※生徒会主任が監督
- 校則検討委員会　…各クラス室長＋生徒会役員　※生徒会主任が監督
- 職員会議　…全職員が対象

■校則改定のチャート


全校生徒・保護者
⓪アンケートの実施
集約
⑧改定された校則の伝達
①ｱﾝｹｰﾄ結果に
基づく議題提案
生徒指導部会
②改定案を提出・協議
⑦改定した校則を伝達
校則検討委員会
（生徒会役員会）
③改定案を提出
⑥承認
職員会議
④改定案を提出
⑤諮問
承認
校長